

外国人技能実習制度 最大 280 時間超の研修など要件に

今年 11 月から、介護分野での外国人技能実習生の受け入れが始まります。実施に先立ち、厚労省はこのほど受け入れ条件案を公表しました。大枠は「外国人介護人材の受け入れの在り方に関する検討会」が一昨年にまとめていましたが、今回はより詳細なルールが明らかになりました。現在パブリックコメントを募っており、8 月以降に告示される見通しです。

介護分野の技能実習生は、入国時に日本語能力試験 N 4 相当、2 年目の実習に進むには N 3 相当の日本語能力が要件として求められます。さらに実習生には、最大 280 時間超の入国後講習が課されます。内容は日本語講習 (240 時間) と介護導入講習 (42 時間) で、入国前の講習を受けた場合は、その内容に応じて省略することができます。

また日本語能力試験 N 3 相当であれば、日本語講習を 240 時間から 80 時間に短縮できます。また実習生は職歴要件を満たす必要があり、介護では、▽外国における高齢者や障がい者の施設、居宅などで日常生活上の世話などの業務に従事した経験者▽外国における看護課程修了者、または有資格者▽政府による介護士認定を受けている——の 3 つが例示されました。

受け入れ先の実習機関は実習生 5 人につき、「技能実習指導員」1 人以上の配置が求められます。技能実習指導員のうち、最低 1 人は介護福祉士か看護師とされています。実習の体制確保が難しいとの理由から、訪問系サービスは実習機関の対象から外れました。小規模多機能などでも受け入れ可能ですが、訪問サービスには従事できません。有料老人ホームやサ高住などは、特定施設の指定を受けていれば受け入れ可能です。病院や診療所でも受け入れが認められています。

今回は、実習生の受け入れ上限も示されました。常勤介護職員の数に応じて設定され、「優良機関」はより多くの実習生を受け入れられます。仮に常勤介護職員 1 人の事業所であっても、実習生 1 人を受け入れることができます。実習機関の指導・支援を行う監理団体には、5 年以上の業務経験を持つ介護福祉士などが、技能実習計画作成の指導を担当することなどが許可基準として設定されています。

TAIS コード以外のレンタル製品に福祉用具貸与コード付与

厚労省は 7 月 3 日、来年 10 月の福祉用具貸与での全国平均貸与価格と上限価格施行に向けたスケジュールを発表しました。今年 7 ~ 9 月に TAIS コード以外のレンタル製品に、福祉用具貸与コード (5 桁 - 6 桁、半角・英数字) を付与し、今年 10 月頃からの介護給付費明細書へ記載することを求めました。これに基づき、全国平均貸与価格・上限価格が来年春 ~ 夏に発表され、来年 10 月から全国平均価格・上限価格制が施行されます。全国平均貸与価格・上限価格制の下では、福祉用具貸与事業者は、貸与の契約時に、複数の貸与製品の内容と全国平均価格を説明した上で、自社の貸与価格を提示して利用者の判断を求めることになり、上限価格 (全国平均貸与価格 + 1 標準偏差) を超える貸与価格の設定は認められなくなります。

それまでの間の介護給付費請求書についても、TAIS コードや、現行で認められている JAN コード、独自コードの記載を誤りなく正確に行うこと、同一商品を含め、複数の福祉用具を請求する場合も 1 つ 1 つ分けて記載するなど、適切な記載を徹底するように保険者に求めました。

一方、住宅改修については、18 年改正で、改修内容は材料費、施工費等の内訳が明確になる見積書類の提示のほか、複数の見積書を取るようケアマネジャーが利用者に説明するよう求めています。